

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらふ」ためのライセンス再入門」

前半質疑応答

鈴木 康平	(人間文化研究機構)
赤池 伸一	(内閣府 / 科学技術・学術政策研究所)
久保田壮一	(科学技術振興機構)
Victoria Eva	(Elsevier)
野村 周平	(横浜国立大学)
Jennifer Beamer	(The Claremont Colleges)



●質問(鈴木様) 1.大学や助成機関による権利保持ポリシー、2.ジャーナルの投稿規定、3.ジャーナルの利用許諾契約、4.著作権や二次出版権などの法律、どれが最も効力として強いのでしょうか。ケース・バイ・ケースなのでしょうか。

●鈴木 ケース・バイ・ケースというのが答えです。欧州では、二次出版権について規定がある場合、上書きができないと条文に書かれているケースが多く、その場合はジャーナルの投稿規約などに「公開できない」と書かれていても、それを超えて二次出版権が働くとします。従って、二次出版権がある場合は二次出版権が一番強いのではないかと思います。

ただ、二次出版権は、結局その国の制度ですので、国外に向けて公開する際に果たして本当に効力があるのかという懸念や、法律の管轄地をどこにするかという問題も出てきます。例えば米国の出版社の契約で、「カリフォルニア州の法律に準拠する」と書いてあると、二次出版権で本当に大丈夫なのかなど、いろいろとあります。

また、二次出版権は恐らく即時 OA に対応できません。著作権の枠組みで二次出版権で対応するには、ある程度経済的な補償も必要になると思われるので、最低でもエンバーゴは設けなければならないのではな

いかと考えます。

●質問(赤池様) 論文および根拠データの学術雑誌への掲載後、「即時に」機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務付け、とっていますが、「即時」の範囲定義をご教示ください。

●赤池 「即時」がどの程度の意味を持つかは、ファンディングエージェンシーや大学、機関リポジトリを運営する上では NII などの関係機関で丁寧に議論しなくてはいけないと思っており、今まさに検討中です。各国でも「即時」の意味するところは若干幅があります。

ただ、基本的な思想として、例えば時間的余裕などのフィジカルな部分は当然合理的に認められるべきです。研究者や出版社によらないもの、どんなことがあっても無理なものという意味での時間的経過は、許容せざるを得ないと思います。米国では without embargo という言葉が使われていますが、ニュアンスはそれに比較的近いのではないかと思います。それでもやはり実務的には幅があると思いますので、引き続き検討したいと思います。

●質問(久保田様) J-STAGE の論文には「オーブ

ンアクセス」と書いているものの、CC ライセンスがなく再利用できるのかわからないものがあります。ライセンスの整備は各学会が行っているのでしょうか。データの FAIR 原則のように、OA 論文にもライセンスを付けるような動きはあるのでしょうか。

●久保田 J-STAGE の論文については、フリーにアクセスできるものが9割以上とご紹介していますが、ご質問にあるとおり、フリーでアクセスできるけれども二次利用がどこまでできるか明確に示されていない論文が数多くあります。

J-STAGE では、オープンアクセスの定義を利用規約の中で示していますが、「この論文はオープンアクセスである」という印は学協会等の発行機関側で付けられるシステムとなっています。ただ、その表示は現在任意としているため、不明確な状態の論文が数多くあることは認識しております。発行機関にはライセンスを付けるようご案内していきたいと考えています。具体的な時期は明確ではありませんが、今後の方向性としてはそうなっていくと考えています。

●質問 (Eva 様) 出版社によっては、CC BY ライセンスと CC BY-NC-ND ライセンスで APC が変わることがあります。一般的に出版社にとってライセンスコストはライセンスごとに変わるのでしょうか。

●Eva 大半の出版社は、通常、ライセンスごとに異なる価格を請求することはないと思います。一部の出版社はまだこの慣行を採用しているかもしれませんが、時間の経過とともに減少しつつあります。これは Elsevier が行っている慣行ではないことを明確にしておきたいと思います。私たちは、さまざまなライセンスに異なる価格を請求することはありません。

別のプレゼンテーションからのコメントに対してですが、Elsevier を含む主要な出版社は通常、コンプライアンスに追加料金を課さないことに留意することが重要です。私たちの料金は、主にゴールド OA モデル

の下で出版するための支払いに関連しており、それが著者や機関が目にする APC です。

●質問 (野村様) 学協会著作権ポリシーデータベース (SCPJ) の登録情報を Sherpa Romeo に反映するという試みはないのでしょうか。ライセンス情報は機械可読情報として流通しており、今後 AI ツールの発展に従ってますますその傾向は顕著になると思われます。DOAJ (Directory of Open Access Journals) に掲載されない日本の学術誌のように、可視性・可用性が低下すると思われませんが、いかがでしょうか。

●野村 まさしくそのとおりです。SCPJ については、大学からオープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR) に移管するタイミングでも Sherpa Romeo にデータを収載した方がよいのではないかという議論がありましたが、予算等の都合で 2020 年当時一度断念した経緯があります。ただ、機械可読情報として流通していて、今後収載することで大きな効果が見込めるのは間違いないので、今後の検討課題として考えたいと思います。

SCPJ 周りについてご意見等がございましたら、JPCOAR の公式ホームページ上で SCPJ チームのメールアドレスを公開していますので、ご連絡いただければと存じます。

●質問 (Beamer 様) 鈴木様の講演で、「ハーバード大学は、OA ポリシーによる事前ライセンスを理由として、ジャーナルが論文掲載を拒否した事例は聞いたことがない、としているが、単にオプトアウトしているだけでは」とのご意見でした。実際にどのようなか、ご存じでしたらご教示ください。

●Beamer 鈴木さんと同様、権利放棄を認めない出版社や大学を私は知りません。通常、ハーバード大学の協定では、教員の出版を許可し、必要な期間だけオープンアクセスのエンバーゴを設けています。教員は米

国で大きな影響力を持っており、ハーバード大学のオープンアクセス方針は教員に必要な時間を与えています。

しかし、OSTP 覚書によって、私たちはこのような方針を再考する必要があるのではないのでしょうか。私たちの大学では、将来像を議論し始めています。これからはエキサイティングな時代であり、私は今後起こることをとても楽しみにしています。

●質問（赤池様） OSTP は「パブリックアクセス」、内閣府は「オープンアクセス」という言葉を使っており、求める内容が異なるように感じていました。パブリックアクセスは「アクセスの保証」のみですが、オープンアクセスは再利用可否の定義と不可分と理解していました。そのあたり、内閣府内での整理がありましたら補足いただけますと幸いです。

●赤池 パブリックアクセスとオープンアクセスの違いについては非常に悩ましいところです。実は G7 のコミュニケを作成するときにも、欧州、米国、日本の間でかなり議論をしました。結局はオープン&パブリックアクセス権なのですが、日本の場合は正直そこまでの厳密な定義をしておらず、これまでオープンアクセスという言い方をしていたのでそれが残ったということです。

ご質問の整理のとおりかどうか分からないのですが、国民の目から見て、研究成果が利用できるという方向に矢印が向かうべきだという意味では、比較的米国の考え方に近いのではないかと思います。ただ、これも実は各国で幅がありますし、日本は日本のしっかりした定義を考えていく必要があると思います。日本語の「オープンアクセス」を英訳したときにどの範囲を指すかについては、もう少し精密な議論が必要だと思います。